



石労発 0512 第5号
令和8年5月12日

各関係団体の長 殿

石川労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和8年4月28日付け基発0428第4号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたのでお知らせします。

内容は、事業者に対して、産業医の辞任、解任又は退任があった場合に所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することを新たに義務付けたものです。つきましては、当該事項の会員事業場への周知についてご協力をお願いいたします。

【担当】

労働基準部健康安全課

TEL 076-265-4424

石労発 0512 第5号
令和8年5月12日

各関係団体の長 殿

石川労働局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和8年4月28日付け基発0428第4号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたのでお知らせします。

内容は、事業者に対して、産業医の辞任、解任又は退任があった場合に所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することを新たに義務付けたものです。つきましては、当該事項の会員事業場への周知についてご協力をお願いいたします。

【担当】

労働基準部健康安全課

TEL 076-265-4424

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 86 号。以下「改正省令」という。）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 8 年 8 月 1 日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の要点

- 1 産業医の辞任時等の報告の義務付けについて（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 13 条第 5 項関係）

事業者に対して、産業医の辞任、解任又は退任（以下「辞任等」という。）があった場合に所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することを新たに義務付けるものであること。

ただし、安衛則第 13 条第 2 項に基づく産業医の選任報告に際して、辞任等の報告を行った場合は、上記の辞任等の報告は不要とすること。

- 2 施行期日（改正省令附則第 1 項関係）

改正省令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行すること。

- 3 経過措置（改正省令附則第 2 項関係）

当分の間、改正省令による改正後の安衛則第 13 条第 5 項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記録した書面により当該報告をすることができること。

第 2 改正省令の細部事項

- 1 産業医の辞任等について（安衛則第 13 条第 2 項及び第 5 項関係）

改正省令による改正後の安衛則第 13 条第 5 項に基づく報告は、産業医の選任義

務がある事業場において、産業医が辞任等した事業場に対して、辞任等の報告を求めるものであること。

このため、事業場の労働者数が 50 人未満になったことにより、産業医の選任が法令上、義務付けられなくなった場合における産業医の辞任等については、当該報告は義務付けられていないが、労働基準監督署における産業医の選任状況の適切な把握の観点から、当該報告を行うことが望ましいこと。

また、本改正により、安衛則第 13 条第 2 項に、根拠法令を明確にする趣旨から、「法第 13 条第 1 項の規定により」を追加することとしているが、同項に基づく現行の選任報告における「辞任、解任等の年月日」は、産業医の選任義務がある事業場において、産業医が辞任等した年月日を記載することとしているものであり、従来の解釈及び運用に変更を加えるものではないこと。

2 報告手法等について（改正省令附則第 2 項関係）

安衛則第 13 条第 5 項に基づく報告については、原則電子申請によることとするが、申請者が電子申請を行う端末等を所有していないなど、電子申請を行う環境が整っていない場合も考えられることから、当分の間、経過措置として書面による報告を行うこともできることとしていること。

なお、書面による報告を行う場合は、「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 45 号）第 5 条により削除された廃止前の安衛則様式第 3 号を用いることが可能であること。

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。



Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督書にする必要があります。
- 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載する必要があります。

裏面（産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行わなければならないこと）へ



事業者が行わなければならないこと

- ◆ 産業医は、衛生委員会等に参画したり、職場巡視を行ったり、労働者の健康管理等を行います。その活動が効果的なものとなるため、事業者は次のことが必要です。

○ 労働者の健康管理等のために必要な権限を産業医に付与

- 事業者が産業医に付与するべき権限には次のことが含まれます。
 - ・ 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
 - ・ 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
 - ・ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

○ 労働者の健康管理等のために必要な情報の産業医への提供

- 産業医に対して、次の情報を提供することが必要です。
 - ・ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後の講じた措置又は講じようとする措置
 - ・ 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
 - ・ 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

○ 産業医から受けた勧告を受けたときの衛生委員会等への報告等

- 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告ができます※。事業者は、その勧告を尊重しなければなりません。

※労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等に係る作業環境に関してもその事業場の産業医は勧告することができます。

- 勧告を受けたときは、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容を衛生委員会等に報告する必要があります。また、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容を記録し、3年間保存しなければなりません。
- 産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることもできます。

○ 産業医等の業務の内容等の労働者への周知

- 産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を労働者に周知する必要があります。

